

## **[事案 27-210] 説明請求**

・平成 27 年 12 月 1 日 不受理決定

### **<事案の概要>**

平成 27 年 3 月に契約した利率変動型積立保険について、保険会社に対し、仮に解約した場合の解約返戻金の計算明細の提示（請求①）、および本社と営業所が算出する 2 通りの解約返戻金額が存在する事実関係の提示（請求②）を求めて申立てのあったもの。

### **<不受理の理由>**

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、以下のとおり、業務規程第 24 条 1 項 9 号にもとづき、申立てを不受理とした。

- (1) 請求①は、保険会社による解約返戻金の算出方法の開示を求めるものであって、解約返戻金の算出方法および算出に使用する数値の前提となる計算基礎率等が直接の問題となるが、これらは保険業法にもとづく監督当局の個別の認可を前提とした、保険会社の商品戦略・経営に関する事項である。
- (2) 請求②は、解約返戻金額の算出方法が 2 通りあるか否かの確認を求めるものであるが、当審査会は、保険契約者等の保険契約上の具体的権利や正当な利益が侵害されたという、具体的な紛争を前提としない情報について、保険会社の開示を求める権限は有していない。
- (3) したがって、本申立てはその性質上裁定を行うに適當でないと認められることから、